第6章 分野別まちづくりの方針

6-1 公園緑地

《基本的な考え方》

求菩提山や犬ヶ岳など山間部の森林、谷から平地部に広がる農地、まちのなかに残る鎮守の森など本市の恵まれた豊かな自然の保全を図るとともに、市街地部や海岸部の緑化に努める。また緑の保全とともに、自然とふれあい、自然を感じる空間・環境を創造し、市民に安らぎを提供するとともに、都市活動における環境負荷の軽減につとめ、自然と共生できるまちづくりを推進する。特に、生活者の視点に立った安全で質の高い暮らしを実現するため、都市公園における総合的な安全・安心対策事業を実施し、子どもから高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備を促進する。(公園施設長寿命化計画の策定など)

《基本的な方針》

●緑の空間の保全

市南部に残る山林、市街地周辺部などに位置する農地および市街地や集落地に点在する 鎮守の森は、人々に安らぎを与えるとともに、新鮮な大気の創出、都市気温の低下に寄与 しており、市民・企業・行政の協力のもと保全を図る。

●都市部の緑化の推進

本市は南部の山間部や農地部を中心に多くの緑が広がり、自然の豊かなまちである。そのため、市街地部や住宅地内においても、鎮守の森の保全、道路などの公共用地や宅地内の緑化を図るとともに、公園や広場の整備など緑を感じる空間や環境の創出を推進し、自然豊かな本市のイメージを演出する。

《具体的な整備・誘導方針》

●公園の整備·改善

地域の住民が日常生活の中で利用する街区公園から、地域内外の人が集い、楽しむ総合的な公園まで計画的な整備·改善に努める。公園は、住宅・商業地・工業地の土地利用や市街化の進展などに配慮し、バランスよく適所に配置する。また、求菩提山や犬ヶ岳などの山林、岩岳川・佐井川などの河川、周防灘の海岸など豊かな自然を活用した公園の整備も推進する。

●緑地の保全・緑化の推進

山間部の山林、谷~平地部の農地、平地部の樹林地などの緑地は、保全を推進する。また市街地内においては、一般宅地内の緑の保全、緑化を促進するとともに、道路などの公共用地についても同様に緑の創出に努める。

●イベントなどの開催(自然・人とのふれあい)

公園や広場などを積極的に活用し、自然や人とふれあい·交流する機会(イベント·お祭りなど)の充実を図り、地域の活性化やコミュニティの形成を推進する。

●官民一体となったとりくみ

公園や緑地における植樹などの緑化、清掃や修繕などの維持管理活動は、施設を利用する市民と行政が一体となって取り組む方針とする。また市内各地で開催される各種イベントなどについても、同様に地域住民と行政が協働となって実施する。

《公園・緑地の整備方針》

1. 広域的公園

豊前市民を中心に、本市を訪れた人も活用できる広域的な公園として位置づけ、自然や歴史など地域の資源を活かした賑わいの創出を目指し、整備·改善を推進する。また、公園を活用したイベントや大会の開催による地域住民および訪問者との交流を進め、地域の活性化を推進する。

■広域的公園の整備・活用方針

種別(対象)	施設名	整備•活用方針
総合公園	天地山公園	・園内および周辺の緑の保全 ・清掃活動など施設の維持管理の実施
		・凱旋池などと一体となった公園整備の推進
		・イベントの開催などによる積極的な活用
		(祭り、運動会など)
広域公園	岩岳川河川公園	・岩岳川河川敷の活用
	(仮称)	・水遊び場などの整備
		• 岩岳川と接することができる親水空間の整備
		・清掃活動など施設の維持管理の実施
		・イベントの開催などによる積極的な活用
運動公園	能徳運動広場(テニス	• 既存施設・広場の保全および補修・改善
	コート、グランド)、球	• イベント・大会の開催などによる積極的な活用
	場、体育館	
	市民公園	• 既存施設・広場・緑地の保全および補修・改善
	…市民プールなど	• イベント・大会の開催などによる積極的な活用

2. 地区公園

基本的に地域住民を対象とした公園として位置づけ、地域住民の交流の場としてまたは安らぎの場として公園機能の維持・整備を図る。また災害時においては、地域の避難場所としての活用を図るとともに、地域のお祭り・イベントの開催によるコミュニティの形成を推進する。なお清掃活動など官民一体となった維持管理体制の形成に努める。

■地区公園の整備・活用方針

	型り走備・/ロ州/リッ	
種別(対象)	施設名	整備•活用方針
地区公園	城山公園	•緑(桜・つつじ)の保全・補植(周辺含む)
		• 清掃活動など施設の維持管理の実施
		・参道の整備(案内板設置,歩道設置など)
		• 資源の利便性の向上(駐車場整備など)
		・イベントの開催などによる積極的な活用
		(さくら祭りなど)
	宝福寺山つつじ公	・つつじなど緑や花の保全
	園	・つつじ祭りなどイベントの継続的な開催
		・公園内施設などの維持管理(清掃活動など)
	平池公園	・ 平池公園の機能拡充
		• 周辺の商業・住宅と連携した一体的な整備
		・イベントの開催などによる積極的な活用
		・公園内施設などの維持管理(清掃活動など)
	親水公園(舟溜り周	◎舟溜り周辺の賑わい空間の創出
	辺)	• 交流施設・広場、駐車場などの整備
		• 水産物の飲食・販売関連施設の整備
		• 新規植栽による緩衝緑地の整備
		• 自然的·歴史的景観の保全·形成
		• 施設・広場などの維持・管理
		・水質向上に向けた取り組みの推進
	親水緑地(岩岳川河	◎河川(岩岳川)を活かした公園・緑地の整備
	川敷)	・既存緑地の保全および新規植栽の推進
		・ビオトープ的な緑地空間の整備
		• 緑地の清掃・植栽など維持管理活動の充実
	JR 沿線(駅前公園	• 「電車が見える公園」の維持・保全
	など)	• JR 沿線の植栽および公園化の推進
		• 公園の清掃・植栽など維持管理活動の充実
	東八幡町交差点周	・まちの情報発信基地としての整備・活用
	辺	• 地域住民の交流の場としての整備・活用
	上川底小学校跡地	・安らぎ空間の形成
	(もみじ学舎)	・地域活性化への活用
		・自然や芸術(工芸)とのふれあい空間の形成
		・イベントの開催などによる積極的な活用
		(地域住民も活用できる地域密着型施設の整備充実)

種別(対象)	施設名	整備・活用方針
地区公園	大富神社周辺	・周辺の緑地、河川、神社と一体的な整備充実
		・清掃活動など施設の維持管理の実施
		・水とふれあえる親水空間の整備(中川護岸)
		・植栽など緑化の推進と緑の保全
		・イベントの開催などによる積極的な活用
	川内小学校跡地	・ 具体的な活用方策の検討
		(地域住民も活用できる地域密着型施設など)
		・清掃活動など施設の維持管理の実施
	(T++ C (7))	・イベントの開催などによる積極的な活用
	紅葉ヶ丘緑地	公園としての施設整備の推進
		(園路、休養施設、案内・解説板 など)
		・清掃活動など施設の維持管理の実施
		・入口、境界を明確にする
	ᄱᄱᄓᄽᄼᅺ	・植栽など緑化の推進と緑の保全
	畑小学校跡地 (岩岳川河川研究所)	・官・学が一体となった安全・安らぎの河川づくり研究 ・河川と地域住民とのつながり・係わり合いの強化
	(石苗川沙川町丸別)	・地域住民とのふれあい増進
		・多自然川づくりにおける住民活動との連携強化
	 松江海岸(駅北部)	・公園としての施設整備の推進
		(園路、休養施設、案内・解説板 など)
		・清掃活動など施設の維持管理の実施
		・植栽など緑化の推進と緑の保全
		・海と接することができる親水空間の整備
	 南部体育施設多目	・周辺の緑地、河川、神社と一体的な整備充実
	関部体育地設多日 的グラウンド	・清掃活動など施設の維持管理の実施
		・ イベントの開催などによる積極的な活用
	 ホタルの里清原自	・周辺の緑地や河川と一体的な整備充実
	ボタルの宝洞原白 然公園	・清掃活動など施設の維持管理の実施
	然立图 	・イベントの開催などによる積極的な活用
	単巳活性ルカンカ	
	岩屋活性化センタ	・楠など自然環境の保全
	_	・公園内施設の整備・充実
		・清掃活動など施設の維持管理の実施
		・イベントの開催などによる積極的な活用
	東ラジ曲++ハ戸	・地域コミュニティの向上
	轟フジ農村公園	・フジなど自然環境の保全
		・公園内施設の整備・充実
		• 清掃活動など施設の維持管理の実施

3. 街区公園

徒歩圏内に住む市民を対象にした公園として位置づける。特に用途地域内や集落地内においては、空閑地や低未利用地を活用するなど徒歩圏内に適切な配置を行い、整備・改善を推進する。なお公園内の清掃など維持管理については、基本的に住民が中心となって行い、行政が支援をする。

■街区公園の整備・活用方針

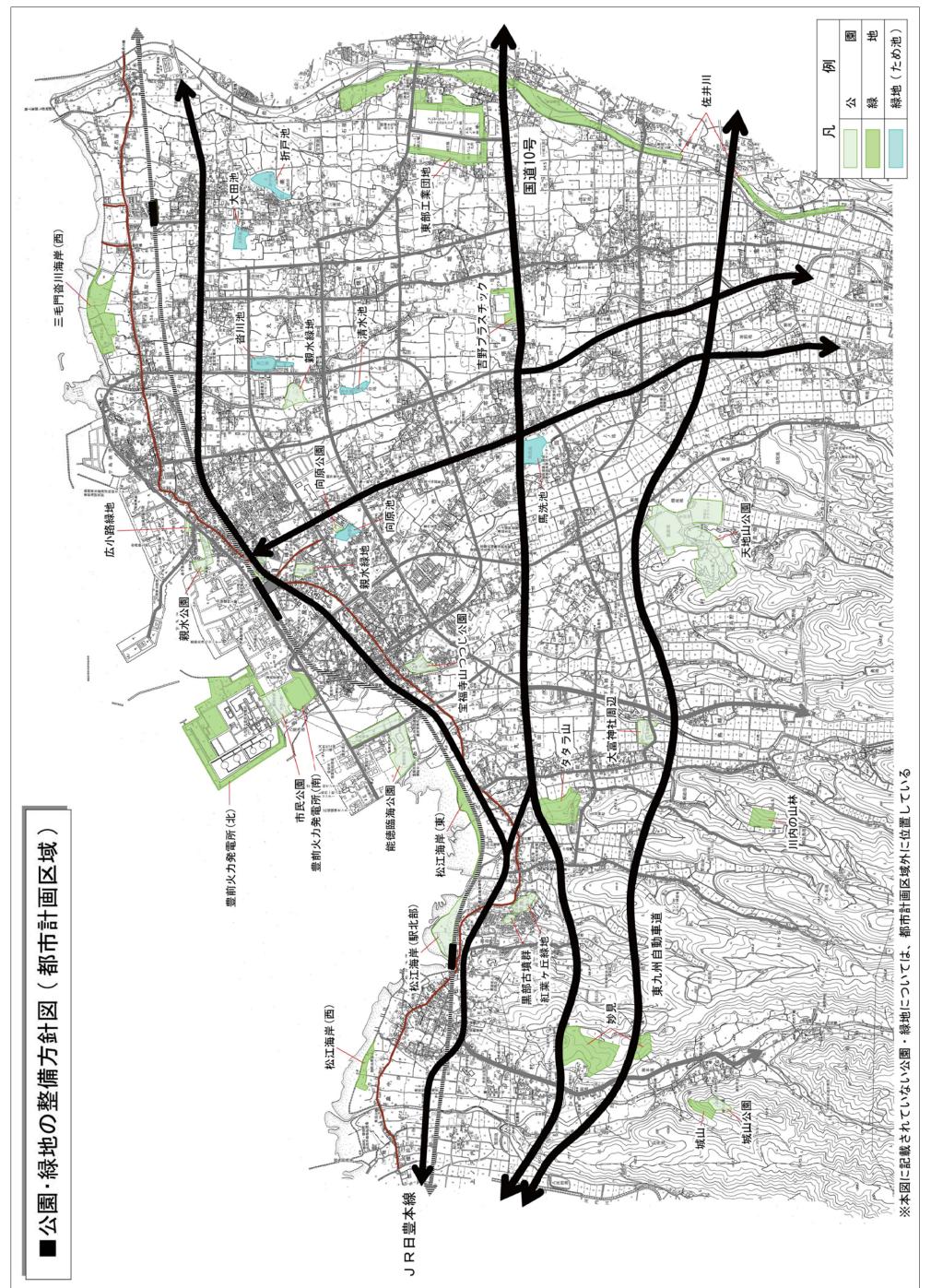
種別(対象)	施設名	整備•活用方針
街区公園 (徒歩圏内 住民)	平池公園 青豊公園 向原公園(北高跡	日常の憩い・ふれあい空間/災害時の避難空間 ・誘致距離(徒歩圏)に配慮した配置 ・空閑地、低未利用地の活用
	地) [仮称] など	・清掃など維持管理活動の実施・公園内施設の補修・改善・災害時の避難場所としての活用
	松江ニュータウン 内(黒部古墳群)	・古墳を活かした街区公園の整備・清掃活動など施設の維持管理の実施

4. 緑地

街なかや集落に点在する緑については、保全を図るとともに、地域住民が自然とふれあい、安らぎを感じる空間として自然を活かした整備をするなど活用を図る。

■緑地の整備・活用方針

	— 1600 S E M G		
種別(対象)	施設名	整備•活用方針	
緑地(緩衝緑地含)	タタラ山(四郎丸)、松江海岸 (東&西)、川内の山林、妙見、 城山、豊前火力発電所(北& 南)、三毛門沓川海岸(西)、吉 野プラスチック、東部工業団 地、佐井川、岩岳川河川敷(ホ タル公園上流〜長渕)、広小路、 紅葉丘	・既存緑地の保全および新規植栽の推進 ・緑·水など自然とふれあう親緑空間の確保	



6-2 排水および河川・海岸・ため池

《基本的な考え方》

本市においては、海、川、池などの公共水面が日常の生活に近接しているものの、気象的、地形的条件から水資源には乏しく、生活用水および産業用水として水の有効利用を図るための対策が必要となっている。水は緑同様、地域住民の心に安らぎを与えるなど日常生活に欠かすことのできない要素であるため、人と水がふれあう親水空間を創出するとともに、魅力ある安らぎ空間であり続けるため、官民一体となった維持管理を推進する必要がある。また、都市化の進展や市民の日常生活の変化などにより公共水面の水質は悪化する傾向にあり、水面の清掃活動の実施や排水施設の整備などにより水質の向上を目指す。

《基本的な方針》

●水資源の確保

水は市民の日常生活から各種産業の発展に至るまで欠かすことのできない資源であるため、水源の涵養に努めるとともに、将来の需要に対応した水源の確保を図る。

●水質の向上

日常生活における衛生的な環境の創出に向け、海·川·池など公共水面の水質向上を図る。 水質の悪化を促進するゴミや草などの清掃·除草を推進するとともに、雨水·汚水排水施設 の充実、市民の排水やゴミ捨てに関する意識改革を促進する。

●親水空間の創出

海·川·池など本市がもつ豊かな自然を活用し、市民が水とふれあう機会・環境を創出する。 基本的には自然環境を保全するものの、その中に水を見て、水と触れて楽しむ親水空間の 整備を推進する。

●産業の活性化

周防灘を望む海岸部には、港湾や漁港などが位置しており、工業および水産業の発展に向けた「港」の整備を推進する。

《具体的な整備・誘導方針》

●海・川・池を活かした公園の整備・改善

周防灘に面した三毛門・沓川や松江の海岸および宇島の舟溜まり、佐井川・岩岳川など 自然が残る河川、山間部から平地部まで点在するため池などの中で、親水公園や広場とし て整備が可能なエリアについて、市民需要に適合した整備および整備後の適正な維持管理 を図る。また、多自然川づくり工法による河川の改修などを推進する。

●公共水面の美化活動など

地域住民や周辺企業などが中心となり、行政との協力のもと海・川・池の清掃および除草活動を実施する。また市民からの発意や活動の盛り上がりなどにより、「クリーンリバー推進対策事業*1」、「ラブリバー制度*2」、企業協働河川愛護事業*3の活用も検討する。

- ※1クリーンリバー制度:良好な水辺環境の保全などを行うため、河川管理者が実施する河川敷地や堤防法面の草刈りなどの事業、県民に対する河川愛護意識の普及・啓発のための事業および河川敷地などの清掃活動を行うボランティア組織の育成、支援に係る事業
- ※2 ラブリバー制度:河川の清掃、草刈りなどを行うボランティア団体、地域住民に対して、河川敷を植樹や花壇など としての利用に開放し、地域に根ざした親しみある水辺空間の形成を推進している。
- ※3 企業協働河川愛護事業:企業と県とボランティアが一体となって河川愛護活動(除草・清掃などのボランティア活動)を行う活動

●排水施設の充実

地域住民の衛生的な生活の実現に向け、地域の実情に適合した経済的かつ効率的な処理 を行う排水施設整備を推進し、公共水面の水質向上を推進する。

●水をとりまく環境向上にむけた意識啓発

生活排水や産業排水については、環境にやさしい排水に対する意識啓発を図り、家庭や 企業内において適切な排水を促進する。また公共下水道区域内においては市民の理解と協 力を得て、加入促進の強化を図る。

● 『港』の整備·充実

宇島港は、中規模船舶の入港をねらった周辺地域対応の港湾として整備し、港湾関連企業などの利用を促進する。また各地の漁港については、修築、改修、局部改良を推進し、 水産業の活性化を図る。

《排水、河川・海岸・ため池の整備方針》

1. 排水施設

河川や海の水質向上に向け、地域に適合した排水処理を行う。

用途地域内およびその周辺の 730ha については、公共下水道事業により汚水処理を行う。なおその内 638ha については都市計画決定され、八屋・宇島・千東地区などから順次整備が進んでおり、今後も住宅などの分布状況にあわせた整備により普及率の向上を目指す。

一方、公共下水道区域外については、農業集落排水事業や合併処理浄化槽の設置などに より公共水域の水質向上を図る。

■排水施設の整備方針

種別(対象)	整備方針	
公共下水道	公共下水道の早期整備の推進(公共下水道計画区域内)	
その他	各地区の実情に適した排水処理施設の計画的な整備推進	
	…排水施設の整備計画(農業集落排水施設,合併処理浄化槽など)	

2. 河川・海岸・ため池

(1)河川

本市は「やま」~「うみ」の地形を有しており、山間部の谷間から平地部を通り海へ流れる数多くの河川が流れている。山間部においては河川に加え、沿川にも多くの自然が残っており、安らぎの空間としての活用を推進する。平野部においては、河川の水質向上に向けた官民一体となった清掃活動(ヨシなど水辺の多年草の適切な除草も含む)を行うとともに、多自然川づくり工法を用いるなど、まちの中の親水空間として積極的に整備・活用する。

■河川の整備・活用方針

名称	整備・活用方針
岩岳川	・自然が残る河川環境・景観の保全(自然石の活用など含む)
	・河川の浄化に向けた取り組みの推進(排水施設の設置など)
	・ヨシなど水辺の多年草の適切な除草と清掃活動の実施
	・親水広場、公園、散策路など憩いの場の整備推進(一部区域)
	・多自然川づくりの推進
	・沿川の緑化推進(広葉樹など)
佐井川	・堰の改修などによる取水の強化
	• 自然が残る河川環境・景観の保全
	・河川の浄化にむけた取り組みの推進(排水施設の設置など)
	・ヨシなど水辺の多年草の適切な除草と清掃活動の実施
	・親水広場、公園、散策路など憩いの場の整備推進(一部区間)
	・沿川の緑化推進(広葉樹など)
中川	• 自然が残る河川環境・景観の保全
	・河川の浄化にむけた取り組みの推進(排水施設の設置など)
	・ヨシなど水辺の多年草の適切な除草と清掃活動の実施
	・親水広場、公園、散策路など憩いの場の整備推進(大富神社周辺など)
角田川	• 自然が残る河川環境・景観の保全
	・河川の浄化にむけた取り組みの推進(排水施設の設置など)
	・ヨシなど水辺の多年草の適切な除草と清掃活動の実施
	・親水広場、公園、散策路など憩いの場の整備推進(畑冷泉周辺など)
その他の河川	• 自然が残る河川環境・景観の保全
(準用河川など)	・河川の浄化・水質向上にむけた取り組みの推進(排水施設の設置など)
	・河川景観の形成、広場、散策路など憩いの場の整備推進(一部区間)
	・ヨシなど水辺の多年草の適切な除草と清掃活動の実施

(2)海岸

本市の北部は周防灘に面しており、海岸部には宇島港、および各地域の漁港などが位置し、それぞれの資源を今後まちづくりへ積極的な活用を行う。

宇島港周辺部については、豊前地域の物流の一拠点として港湾機能の整備・強化を推進するとともに、宇島・八屋漁港も含め、市民が水とふれあい、安らぐことのできる環境づくりを推進する。

三毛門沓川・松江海岸については、海岸の自然環境の保全に向け、官民一体となった清

掃活動などを推進するとともに、貝拾いや釣りなど海洋レクリエーションが楽しめる空間 の整備を推進する。

■海岸の整備・活用方針

名称	整備•活用方針
舟溜り(周辺)	・小型船のけい留施設の整備推進
	・水質の向上に向けた取り組み
	• 周辺を含めた一体的な親水公園の整備・活用
三毛門沓川海岸	・海岸周辺の自然環境の保全、景観の保全
	• 貝拾いや釣りなどができる親水空間の整備・活用
	・周辺の緑地・ため池などと一体的な自然空間の形成
	• 海岸へのアクセス道路、駐車場などの整備・改良
	• 海岸部の清掃活動の実施
松江海岸	・海岸周辺の自然環境の保全、景観の保全
	・水辺の清掃活動(漂流物・廃棄物など)の実施
宇島港	• 中型船の入港をねらった港湾整備
	・港湾関連企業に向けた利用の促進
漁港	・修築、改修、局部改良などの実施
	・ 水産物荷捌き施設、水産物鮮度保持施設の改善
	・朝市、潮干狩り、建干網、おさかな祭など各種イベントの充実

(3)ため池

本市には数多くのため池が点在しており、主に農業用水として活用されている。しかし、 近年の市街化・混住化の進行や農地転用により、ため池受益農地面積が減少している状況 を踏まえ、農業用水などとして適切な供給を行うとともに、清掃活動の実施やため池を活 かした親水空間の整備を推進する。

向原池については、隣接する築上北高校跡地の利用を踏まえ、調整池機能の付与や利活 用保全施設の整備を行い、地域住民の憩いの場とする。

■ため池の整備・活用方針

名称	整備・活用方針
ため池	・ため池の保全および水質の向上(山谷池など)
	・親水広場、公園および散策路など憩いの空間の整備推進(平池など)
	・「池ざらえ」および「藻などの清掃活動」などの実施
	・ゴミを捨てない、捨てさせない活動および家庭雑排水の浄化対策
	(凱旋池・本田池など)
	・向原池の調整池機能の付与や利活用保全施設の整備

6-3 市街地整備

《基本的な考え方》

駅周辺の中心市街地は、本市および京築東部の中心拠点として求心力のあるまちづくりを進める。市街地整備に関するまちづくり活動は他の施策と整合を図りながら、計画的かつ総合的に実現していく。

なお、今後はハード・ソフト両面から、官・民(商店主および住民)が一体となり、組織体制の構築、面的な整備の検討(長期)などの協働型のまちづくり活動を推進し、賑わいと魅力あられる市街地の形成を目指す。

特に、集約型都市構造、コンパクトシティ、低炭素都市などの実現のための施策を展開する。

《基本的な方針》

●『賑わい』づくり

中心市街地には「賑わい」が必要である。賑わいづくりのためには、商業の活性化を促進するとともに、人が集まる広場・施設などの整備を推進する。また、商業施設の集積を図るため土地利用の規制誘導を図るとともに、道路や鉄道の整備・充実による交通アクセスの強化、歩いて楽しめる道路環境・沿道環境の整備によるコンパクトシティの実現に努める。

● 『豊前らしさ』づくり

多くの人が集う中心市街地では、豊前の持つ歴史・自然などの独自の特性を展開し、来る人、住む人に豊前らしさを提供する。緑や水などの自然や修験道や神楽などの歴史を感じる施設・広場の整備・保全を行うとともに、道路や沿道の修景整備などにより、見て楽しい、歩いて楽しいまちづくりを推進する。

●『安らぎ』づくり

地域住民が安全かつ安心に暮らすことのできる環境づくりを推進する。老朽化の進んだ 建築物の密集した地区、狭隘な道路の多い地区、地域コミュニティを形成する溜まり空間 の少ない地区などについては、都市施設の整備などを面的に推進する。また同時に、地域 を訪れた人が、豊前の活力とともにほっと安らぐことのできる環境・景観づくりを低炭素都 市の実現に向けた取り組みを重視して推進する。特に高齢者や障害者にやさしいまちづく りとして、施設などのバリアフリー化を推進する。

《具体的な整備・誘導方針》

●駅周辺部の整備

豊前市の玄関口の一つである『JR 宇島駅』については、本市を訪れた人が豊前を感じることの出来る環境・景観づくりを推進する。特に駅前広場に関しては、京築東部地域の中心

都市として魅力ある整備を図り、多くの人が訪れたくなるサービスを展開する。また、宇島駅周辺において、鉄道による市街地の分断を解消し、南北を結ぶ歩行者動線を確保するとともに、交通結節機能の強化を図るため、自由通路及び駐車場などの整備を行う。

●都市施設(道路)の整備

(都)宇島駅前線に関しては、街のシンボルロードとしてサインや案内板の充実および道路施設のアート化、バリアフリー化を推進する。その他の都市計画道路などについては、歩行者の安全性や自動車交通の円滑性に配慮した整備を推進すると同時に、必要に応じて都市計画道路などの見直しを行う。また、歩行者が回遊できる緑のネットワークの形成を図る。

●商業の活性化

駅前広場周辺および(県)中津豊前線の沿道などについては、多様化した消費者のニーズに対応した魅力ある商業施設の集積を図るとともに、商店主間の協力などにより、地域全体の活性化に向けた一体的な取り組み(イベントの開催、近代化・高度化など)を促進する。また、旧築上北高校跡地の活用を公共施設と民間施設(商業地)と連携して推進する。

●公共公益施設などの整備

豊前市および京築東部地域の住民が活用できる広域的な公的サービス供給複合施設や公園などの整備を推進し、駅・商業地・公共公益施設などが一体となった賑わい空間の形成を図る。

■市街地整備の方針

	田マンノコルト	
分類	場所·路線など	整備・活用方針など
幹線道路	(県)中津豊前線	(豊前と中津の連携軸/地域内幹線道路)
(再掲)		・歩行者などの安全・快適性に配慮した道路附属施設の整備
		・自動車交通および地域住民を対象とした店舗の立地(沿道)
		• 通学時などにおける交通安全指導の実施
	(都)八屋千束線	(南北の連携軸〜中心市街地と自然·歴史ゾーンの連携〜) ・ 道路整備の推進
		・歩行者などの安全·快適性に配慮した道路附属施設の整備
		・沿道および道路内の緑化促進による快適な道路環境の形成 ・主に地域住民を対象とした小規模な店舗の立地(沿道) ・通学時などにおける交通安全指導の実施
補助幹線道路(再掲)	(都)八屋荒堀線	(注)犀川豊前線の補完/海岸〜国道 10 号の連携) ・良好な道路交通環境の維持・保全 ・通学時などにおける交通安全指導の実施

分類	場所・路線など	整備・活用方針など
補助幹線道	(都)臨海工業線	(臨海部産業振興道路/中心市街地の環状道路)
路(再掲)		・他路線との連携・調整を図りながら整備推進
		・中心市街地内における臨海部の工業地域、公共施設への
		アクセス機能を有する環状道路として、整備推進
		・(仮)明神大橋の整備推進
補助幹線道	(都)上町沓川池	(地域内幹線道路/三毛門地域~中心市街地の連携道路)
路(再掲)	線	・宅地造成、工業団地などの事業に合わせて整備推進
		・地域住民の交通利便性の向上にむけた道路の整備推進
		・ 沿道の自然環境・住環境に配慮した道路の整備
	(都)宇島駅前線	(シンボルロード/歩車共存道路)
		• 誰もが安全・快適に歩ける歩道の整備(バリアフリーなど)
		・道路内の緑化による快適な道路環境の形成
		・歴史文化を感じるストリートファニチャーの整備
		・周辺の住宅、店舗、公園などと一体となった整備
		・他路線との調整を図り、整備推進((都)上町沓川池線、
		宇島駅前整備、築上北高校跡地利用)
	旧国道 10号	(地域内幹線道路/歩車共存道路)
		~地域住民、沿道施設利用者の安全・快適性の確保~
		・部分的な道路改良による歩行者・自転車の安全性の確保
		…拡幅、歩道・道路附属施設の設置、交差点改良など
		・沿道の緑化促進による快適な歩行環境の形成
		・通学時などにおける交通安全指導の実施
		・道路内の清掃活動などの実施
	(市)八屋二号線	(臨海部~中心部の連携道路)
		• 東八踏切の改良
歩行者ネッ	公的サービス向	(公共施設、交通拠点など公的サービス施設の連携)
トワーク	上連携軸(舟溜まり 〜東八幡町交差点〜	・ 歩行者などの快適・安全性に配慮した道路附属施設などの
(再掲)	JR 宇島駅~平池公	整備
	園~市民会館	• 道路内および沿道の緑化による快適な道路環境の形成
		…ストリートファニチャーなど
駅前広場な	JR 宇島駅	・都市計画決定された駅前広場の整備推進
تے		・交通結節点として利便性の向上(バス乗降場など)
(再掲)		・豊前の自然や歴史文化をアピールできる空間の確保
		・安全かつ快適なゆとりある歩行者空間の確保
	駐車場、自由通路	・駅および周辺商業施設利用者を対象とした施設の維持保全
	の整備	・明快で使いやすい駐車場、自由通路の整備
地区公園	公園の拡充	・ 平池公園の機能拡充
(再掲)		・周辺の商業・住宅と連携した一体的な整備
		・イベントの開催などによる積極的な活用
		・公園内施設などの維持管理(清掃活動など)
	JR 沿線(駅前公園	• 「電車が見える公園」の維持・保全
	など)	・JR沿線の植栽および公園化の推進
		・公園の清掃・植栽など維持管理活動の充実
	東八幡町交差点	・まちの情報発信基地としての整備・活用
	周辺	・地域住民の交流の場としての整備・活用

分類	場所・路線など	整備・活用方針など
排水(再掲)	公共下水道	・公共下水道の早期整備の推進(公共下水道計画区域内)
ため池	ため池	・ため池の保全および水質の向上(山谷池など)
(再掲)		・親水広場、公園および散策路など憩いの空間の整備推進(平
		池など)
		• 「池ざらえ」および「藻などの清掃活動」などの実施
		・ゴミを捨てない、捨てさせない活動および家庭雑排水の
		浄化対策 (凱旋池・本田池など)
		• 向原池の調整池機能の付与や利活用保全施設の整備
公共公益施	複合施設	◎人·物·文化の交流と情報発信の拠点となる施設整備
設	(中心市街地内)	・文化会館、図書館などの公共サービスの集約
		市の窓口サービスの開設
		・豊前に関する情報発信と新たな文化の育成
		•まちの情報発信・地域の交流の場としての東八幡町交差点周辺整備
		・最も利便性の高いエリアへの適切な配置
都市的景観	中心市街地	・建築協定、地区計画などを用いた良好な都市型景観の形成
	(都市的住宅地含)	• 道路附属施設の景観的配慮の推進
	コミュニティ道路	・歴史や文化を感じるストリートファニチャーの整備
	(商業地内)	・沿道および道路内の緑化促進による緑豊かな景観の形成
	住宅地•商業地	・緑あふれるまちなみの形成(一般宅地~公共公益施設)

6-4 公共公益施設など

《基本的な考え方》

公共公益施設については、住民の日常生活の利便性の向上、地域コミュニティの形成などに向け、適切な位置へ適切な規模で整備を推進する。特に本市および京築東部地域を対象にした広域的な公的サービス施設については、多くの市民の活用が予想されるため、位置および規模の他その周辺部における土地利用や各種施設の集積状況に十分配慮する。

《具体的な整備・誘導方針》

全市民を対象とした複合施設、リサイクルプラザから、主に地域住民が活用する公民館 や集会所まで、住民のニーズに合わせた公共公益施設の整備を推進する。なお、地域住民 を対象とした施設の維持管理は、官民が一体となって推進する。

■公共公益施設の整備・活用方針

種別(対象)	整備•活用方針		
複合施設	◎人·物·文化の交流と情報発信の拠点となる施設整備		
(中心市街地内)	・文化会館、図書館などの公共サービスの集約		
(再掲)	・市の窓口サービスの開設		
	・豊前に関する情報発信と新たな文化の育成		
	・まちの情報発信・地域の交流の場としての東八幡町交差点周辺整備		
	・最も利便性の高いエリアへの適切な配置		
リサイクルプラザ	・周辺町を含めた広域的施設として整備(能徳工業団地内)		
(広域的施設)	・リサイクル活動の徹底		
高等学校	・統合した高等学校における教育施設の整備・充実		
公民館・集会所	・地域住民の交流施設(公民館・集会所など)の整備・充実		
	・施設の運営および維持管理		
	・施設の積極的活用による地域コミュニティの形成		

6-5 景観形成

《基本的な考え方》

本市は、「豊前市景観計画(求菩提地区)」を平成 21 年度に策定しており、この計画に沿った方針を展開していくが、計画対象範囲が「求菩提地区」のみであり、市街地部を含む市域全体の景観計画の策定が必要である。

そのためには、京築広域景観基本方針(H21)や京築広域景観テーマ協定(H22)、京築広域景観計画(平成23年度策定予定)などとの整合を図りつつ市街地の景観計画を策定し、本市の山、海、川、樹木、歴史的建造物、まちなみなどの景観要素や特産物、伝統行事などまでも含めた総合的な景観の保全、活用を推進する方針を設定する。

また、景観形成を進めるためには、「うみ」「まち」「やま」といった3つの顔を有しており、 周辺の環境や土地利用に適した自然的な景観と都市的な景観をそれぞれのゾーンで展開する。また求菩提の修験道を始め多くの歴史文化を有している地区や地域に関しては、歴史的な街並みの保全や修景整備などを推進し、後世への伝承を図る。また、市内における景観のルールづくりとして『景観条例』などの制定も考察する。

《具体的な整備・誘導方針》

●都市的景観の整備

中心市街地については、来て楽しい、歩いて楽しいまちの形成に向け、一般宅地~道路 や公園などの公共施設用地まで一体的な修景整備を推進する。住宅地·集落地については、 水や緑など自然と共生した住環境の形成に向け、自然を感じる景観づくりを推進する。ま た、国道 10 号などの広域的な幹線道路については、市外からの交通も多いため、豊前のも つ自然や歴史をアピールする格好の場として沿道部の修景整備を推進する。

道路·公園など公的なスペースに加え、一般宅地部も含めた修景整備には、建築協定·緑化協定および地区計画制度、景観条例などの活用も検討する。

●自然・歴史的景観の整備

本市は、河川·海岸や山林などの自然、社寺や遺跡などの歴史など市内各地で様々な顔を持っており、地域の特徴を生かした自然・歴史的な景観を保全するとともに、必要に応じて部分的な修景整備を推進する。また、求菩提地区においては、重要文化的景観への取り組みを推進する。

■景観の形成方針

種別	場所など	方針
都市	中心市街地	・建築協定、地区計画などを用いた良好な都市型景観の形成
(一部)	(都市的住宅地含)	• 道路附属施設の景観的配慮の推進
再掲)	コミュニティ道路	・歴史や文化を感じるストリートファニチャーの整備
	(商業地内)	・沿道および道路内の緑化促進による緑豊かな景観の形成
	住宅地•商業地	・緑あふれるまちなみの形成(一般宅地~公共公益施設)
	国道 10号	・施設(建築物など)と緑の調和によるゆとりと安らぎの創出
自然	農地	・地域に広がる田畑など緑の自然景観の保全
		・山間部に残る棚田(農村文化遺産)の保全
	河川	・河川の自然景観の保全と改善(水と緑)
		…佐井川・岩岳川・中川・角田川など
	舟溜り周辺	・海辺の景色と調和し、自然環境に配慮した施設などの整備
	海岸	・ 自然景観の保全と改善(三毛門沓川海岸・松江海岸)
	山林	・山間部に残る豊かな緑の自然景観の保全
		• 花木など緑の補植・創出による景観の形成
歴史	八屋港~住吉神社	・石積、鉄橋など歴史的な景観の整備保全

6-6 自然 • 歴史資源

《基本的な考え方》

各地域の持つ自然・歴史資源は、地域特有の個性として保全、伝承を図るものとする。また、それらの資源は他地域には見られない貴重な資源であるため、地域外や市外の人々に PR を行うことにより、地域への流入を促進し、地域経済に潤いをもたらすなど地域の活性化への活用を図る。

なお、地域資源の活用においては、施設の整備・改善から、PR 活動までハード・ソフト 両面から官民一体となった取り組みを推進する。また、地域ごとの資源の魅力化と同時に、地域間をつなぐネットワークや周辺市町村や京築地域全体の資源を連携する広域ネットワークの形成に努める。

以下に具体的な整備・活用方針を整理する。

■自然・歴史資源の整備·活用方針

	の登開・冶用刀軒			
場所など	方針			
社寺などの史跡	・史跡、伝統芸能(神楽など)の保全・伝承活動の実施とまちづくりへの活			
伝統芸能	用(冊子・マップなどの作成、地域内外への PR 活動など)			
	・ 鎮守の森の保全に向けた維持管理活動			
宅地内緑地	・ 宅地内の既存緑地の保全と新たな緑の創出			
その他地域資源	・山林・河川・農地など自然資源の保全活動の実施とまちづくりへの活用			
	・道路・河川・ため池などの周辺部への植栽推進(保水・環境・景観効果)			
	・地域資源を活かした特産品の開発とまちづくりへの活用			
	(浄円寺,仏舎利塔,山谷池、大歳神社,平原横穴古墳、煉瓦倉庫など)			
道の駅	・特産品の販売など地元住民の積極的な活用の推進			
「豊前おこしかけ」	・豊前市各地の地域資源の積極的なアピール・情報提供の推進			
(情報交流拠点)	・イベントの開催などによる積極的な活用			
大富神社	・鎮守の森の保全に向けた維持管理活動の充実			
八田坪江	- 感応楽·祇園·神幸祭など伝統芸能の保全と継承活動の実施			
	・水・緑・地域の歴史の教育の場として活用			
A. 八條令				
角田八幡宮	◆ 鎮守の森の保全に向けた維持管理活動の充実 ◆ 祇園など伝統芸能の保全と継承活動の実施			
Jan A of	・地域内外へ歴史的な資源のPR活動の実施			
畑冷泉	・施設周辺の緑の保全および補植の推進			
	・清掃・保存活動など施設の維持管理の実施			
	・観光資源としての積極的な活用(水の販売,PR など)			
求菩提関連資源	・国・県と協力のもと修験道遺跡の整備推進(施設整備など)			
	・ 耶馬日田英彦山国定公園整備の推進			
	・史跡や伝統芸能などの保全・伝承および公有化の推進			
	・国宝「銅板法華経」など文化財の保全と PR 活動による集客力の強化			
	・求菩提山および犬ヶ岳をはじめとした自然環境の保全			
	・利用環境の整備(散策ルートの設定など)			
	・イベントの開催などによる積極的な PR 活動の実施			
犬ヶ岳・求菩提山	・登山道の整備・充実(案内板の設置など含む)			
蔵春園	・地域資源のアピール(展示施設の整備、案内板・解説板の設置など)			
千手観音(乳の霊	・緑化の推進(既存樹木などの保全、新規植栽など)			
水)	地域資源のアピール(湧水の商品化など)			
嘯吹八幡宮	・緑化の推進(鎮守の森の保全、新規植栽など)			
,	・地域資源のアピール(駐車場の整備、案内板・解説板の設置など)			
如法寺	地域資源のアピール			
7.0.2.3	(散策ルートの設定、参道・駐車場の整備など)			
白山神社(大楠)	・ 地域資源のアピール(楠の保全、など)			
	・清掃活動など施設の維持管理の実施			
 貴紹幹1周辺(佐井川)	・地域資源のアピール(水辺の生態系の保全、案内・解説施設の設置など)			
	・清掃活動など施設の維持管理の実施			
岩洞窟	・岩壁画、薬師堂などの保全			
	・石室画、楽師室などの床主 ・地域資源のアピール(駐車場·アクセス路·公園の整備など)			
	- ・地域真源のアピール(紅車場・アクセス路・公園の発哺など) - ・清掃活動など施設の維持管理の実施			
 広番杉、七河内/2				
広葉杉·大河内伝	・地域資源のアピール(史蹟公園の整備、施設の復元など)			
次郎生誕地	・清掃活動など施設の維持管理の実施			

場所など	方針
小学校など(廃	・具体的な活用方策の検討(地域住民も活用できる地域密着型施設など)
校)	

6-7 環境保全

《基本的な考え方》

都市計画をはじめ各種のまちづくりにおいては、身近な生活環境から広範な環境問題まで念頭に置き計画の策定にあたる。特に都市施設や公共施設などの整備においては、建設や共用に際し、周辺の生活環境に与える影響を考慮して計画する。

また、ゴミなどの廃棄物については、効率的かつ適切な処理を推進するとともに、排出 抑制にむけた意識啓発、ポイ捨て(不法投棄含む)がしにくい環境づくり、および町並み美化 に向けたボランティア活動の充実などを進める。

■環境保全に向けた取り組み方針

種別(対象)	方 針
ゴミなど	• 廃棄物処理施設の適正な整備・充実
	・市全域の美化·清掃活動の促進
	・ポイ捨て禁止に向けたルールづくりの検討
	• 廃棄物の排出抑制にむけた意識啓発
放置自動車	・放置自動車の適正な処理と防止対策の検討

6-8 用途地域の指定のない区域のまちづくり

《基本的な考え方》

都市計画区域のうち、用途地域の指定のない区域については、これまで、既存集落地を中心に農村集落の建て替えや小規模な開発が行われてきた。しかし、(都)中村皆毛線(国道10号)の整備などにより、店舗・業務・飲食店などのサービス施設が立地し、高容積建築物や新たな住宅開発による近隣への日照障害や地域景観の破壊、建築物密集によるプライバシーの侵害、住環境の悪化などの問題を招く恐れがでてきた。そこで、良好な住環境の確保、地域景観の保全などを目的とし、景観計画などと整合した建築物の適正な規制・誘導を図る。

また、都市計画区域外については、散発的な都市的土地利用が発生する可能性がある区域における建築物の適正な規制・誘導を目的とし、平成20年3月に準都市計画区域を指定しており、今後も計画的で持続的な発展が可能なまちづくりを推進する。

■用途地域の指定のない区域のまちづくり方針

場所	指定基準	方 針
国道 10 号	容積率:200%	・三毛門·黒土地域などを中心とした民間開発への対応
以北	建ぺい率:70%	(隣接用途地域との差別化)
		・沓川地域の旧来からの建築物(既存不適格)への対応
国道 10 号	容積率:200%	・ゆとりと安らぎのある自然と共生した住宅地の形成
以南	建ぺい率:60%	・緑などの自然環境と建築物の調和
準都市計画	容積率:200%	・ 散発的な都市的土地利用の抑制
区域	建ぺい率:70%	・緑などの自然環境と建築物の調和

6-9 都市防災まちづくりの方針

《基本的な考え方》

社会環境の変貌に伴い、そこに発生する災害の態様も、多様化、複雑化の傾向にあり、 都市化の進展に伴い新たな災害発生が予想されるため、「豊前市地域防災計画」(H22)を 基本として、災害に強いまちづくりを推進する。

都市防災まちづくりの方針としては災害を防除し、被害を最小限に止めるため、自然災害への対応(防災無線による情報提供等含む)、建築物の不燃化の促進、市街地の再開発などを図ることにより都市の防災化対策を推進する基本的な方針とする。具体的には以下のとおりである。

《自然災害への対応》

自然災害への対応として、風水害対策と震災対策を中心に進めていく。

●風水害対策

大雨、洪水等の自然災害から市域を保全し、市民の生命、身体、財産を保護するため、 河川、ため池、山林の保全対策を実施する。

具体的には、次の対策を講じる。

• 河川対策

河川情報施設(河川の水位、雨量情報等)の強化や河川維持管理の強化、避難体制の 整備(避難情報、避難勧告、避難指示、避難情報の伝達方法等)を推進する。

・ 道路・家屋等の浸水対策

災害時の避難経路や物資輸送等のための主要幹線道路となる国道・主要地方道、家屋 等の浸水対策に取り組む。

・ため池対策

ため池の決壊による災害を未然に防止するため、総合的に勘案して、農業用ため池の 整備や老朽ため池の改修並びに防災上特に重要なため池を中心に整備を進める。

• 土砂災害対策

土砂災害対策としては、宅地防災予防対策を重視し、丘陵地、山麓地における宅地開発に伴う、がけ崩れや土砂の流出等の災害が発生する可能性があり、その許可の技術

基準審査において必要な指導その他適切な規制を行う。

• 海岸高潮対策

周防灘沿岸においては、過去の気象観測等を踏まえて、高潮被害を防止すべく、高潮 対策事業により海岸堤防の整備を県に要請する。

●震災対策

震災としては、地震動による被害、液状化による被害、津波による被害等が想定され、 これらへの対策として都市構造の防災化等を中心に防災基盤の強化を図っていく。

避難路、避難地、延焼遮断帯並びに防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、 港湾など骨格的な都市基盤施設の整備や市街地の面的な整備等、地震に強い都市構造の 形成を図っていく。

具体的には、次に対策を講じる。

• 避難地等の整備

震災時に住民を安全に避難させるため、広域避難地、避難路を整備し、住民に周知するものとする。

広域避難地等の整備としては、避難地標識等や給水施設、応急救護所、進入口等の整備を重視する一方で、避難路の安全確保として、火災に対する安全性の強化や主要道路における施設等の整備、危険物施設等に係る防災措置、ガス施設、その他の占用物件等を整備することとする。

• 河川施設の耐震対策

地震の発生に際して河川水位の上昇等が予想されるため、河川施設の被害を想定し、 堤防、ダム、水門及び排水機場等の河川関連施設の耐震化工事を推進する。

・ 海岸保全施設の耐震対策

海岸保全施設の耐震点検を行い、後背地の高さや利用状況を勘案し、地震による浸水被害の発生する可能性が高い区域は耐震対策を検討する。

(詳細は「豊前市地域防災計画」(H22)参照のこと)

《公園、オープンスペースなどの整備》

●防災公園の整備

本市は、食糧などの備蓄倉庫、貯水槽、ヘリポート、放送施設などの災害応急対策施設を備え、一次避難場所や広域避難場所となる公園を、関係機関と連携を図りながらその整備について検討する。

●オープンスペースの確保に配慮した公共施設の整備

道路、公園、河川、砂防などの公共施設管理者は、その施設整備に当たり、災害の拡大防止や安全な避難場所・避難路確保などのオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める。

《公的住宅の不燃化促進》

公営住宅などについては、不燃化を促進及び周辺環境を考慮した住宅団地そのものの防 災面での配置及び機能などを考慮した住宅団地づくりを推進する。

《民間住宅の不燃化促進》

不燃化が進んでいる一方で、民間住宅は依然として木造家屋を中心として構成されており、地震火災の同時多発により避難を困難にすることがある。特に市街地で木造家屋が密集していることに危険性が内在するものであり、建物の不燃構造に対する指導を進めるほか、民間住宅の不燃化を推進する。

《開発の防災対策》

開発行為の指導に当たっては、関係法令の適切な運用により地域環境の保全、道路、排水、公園緑地、消防施設などの整備や防災性を配慮した開発行為が図られるよう指導する。